

教育課程編成と父母・住民の教育権

— 学校教育への父母・住民参加 (1) —

榊 達 雄

教育の荒廃が深刻さを増しつつある今日、地域に根ざす教育の重要性はますます増大しているといえる。子ども・青年の非行等の問題は、もはや学校の中だけでは解決できず、父母・地域住民の協力を得てこそ解決の展望が開けることが多いのである。他方、父母・住民も、自分の子ども・次代の文化の担い手である子どもの教育に、多大の関心をもっている。こうした背景の下に、近年地域において、教師と父母・住民が教育について語り合ったり、学習し合う会が各地で試みられている。

ところで、学校の教育課程への父母・住民の発言権は、今日制度的に保障されていない。父母・住民は、子どもの教育を教師に委託したといっても、白紙委任したわけではなく、なおかつ教育内容について教師に要求しうると考えられるので、父母・住民の教育権には、学校の教育課程への発言権も含まれているというべきであろう。ただその際、教員の教育課程編成権との関係が問題になるであろう。本稿では、以上のような問題について考察する。

第1節 教育内容への父母・住民の参加

(1) 教科書裁判を支援する運動

教科書裁判は、公教育の内容に多くの国民の目を向けさせる役割を果たした。そしてそれを支援する運動は、運動に参加する父母・住民が教育内容へ参加する場を提供することにもなった。

1965年10月「教科書検定訴訟を支援する全国連絡会」が結成されて以降、都道府県の連絡会、各地域の地区連絡会が網の目のようにつくられている。それらに参加する人々は、教師、父母、勤労市民、学生等ほとんどあらゆる階層の人々から成っている。各連絡会における活動には、「教科書裁判ニュース」の発行、署名活動、街頭宣伝等のほか、講演会、シンポジウム、研究集会、学習会等が含まれている。とりわけ注目されることは、教科書に関する学習会を定期的に行っている父母のグループ（教師が参加している例も）が存在する、連絡会もあることである。二、三の例をあげてみよう。

東京都の三鷹市では、母親と教師とで「教育について話し合い集い」がもたれたのがきっかけとなり、母親7人が変わりゆく教科書の実態について勉強する会を発足させている⁽¹⁾。鳥取県の大山町の所子校区では、母親たちが教育について語り合う「部落懇談会」から、学習会組織として発展した「あゆみグループ」を中核として、1973年所子地区連絡会が結成された。所子地区連は、「あゆみグループ」の母親たちが中心になって、毎月1回の例会をもち、教師の援助を得て、教科書批判をはじめとする学習を継続している⁽²⁾。神奈川県相模原市では、小学生を子どもにもつ父母が「教科書を調べる父母のグループ」をつくり、1974年1月から、1年生から6年生までの4出版社の算数教科書を比較検討し、毎月報告書を出す活動をしている⁽³⁾。東京都杉並区では、教科書問題を学習会にとりあげたりしている、いくつかの母親・婦人の組織を基盤に、1970年10月杉並地区連絡会が結成された。杉並地区連は、まずは父母と教師が教育について語り合う教育懇談会であったといわれ、初期の頃は教科書問題を含む学習会を中心に活動を行っていた⁽⁴⁾。

愛知県では、1969年3月愛知県連絡会が結成されているが、その下で、あるいはそれと関係をもって教科書に関する様々な学習会が開かれてきている。例えば、江南市の江南団地では、教師・父母等が「教科書を読もう会」という、毎月1回の学習会を行っている⁽⁵⁾。名古屋市の大森住宅では、報告者以外は主婦だけで、「教科書学習会」を開き、教科書内容のむずかしさ等を話し合うと同

時に、そのような学習会を町内会やPTA主催で行いたいということを確認している。⁽⁶⁾愛知県連は全国連の方針を受けて、必要に応じて行動提起を行っているが、そのことはまた、教科書に関する集会・学習会を促す役割を果たしている。例えば、県連は1979年9月、「10・11月を中心として、地域（区・市町村・団地）、職場・学園でさまざまな形で集会、学習会を開きましょう」と、網の目集会運動を提起しているが、これに応じて県下各地では、「民主教育を守る県民の会」の「十万人集会運動」と連帯して、県連傘下の諸団体・個人が教科書に関係した集会・学習会を開き、あるいはそれらに参加している。⁽⁷⁾1980年には、教科書裁判（第一次訴訟）提訴15周年・杉本判决10周年になるということで、県連は6、7月を行動強化月間として位置づけ、県連が「あごら東海」「男女共修生活科をすすめる会」と共催で「教科書を考える集い」を開き、西三地区連絡会が愛知県高等学校教職員組合西三支部と共催で、「教育大講演会」を開くなどしている。前者における母親からの報告において、中学技術家庭科教科書の場合、今回の改訂で「男女共修」になったといっても、実際に共修になったのは3年間を通して7領域中1領域にすぎず、内容は「相変らずの実習中心主義であり、……人間らしい生き方を中心に据えた視点・姿勢がないように思う」と、厳しい批判がなされていることは、注目される。

各県連や各地区連の総会には、一般に講演会や学習会が組み込まれ、それらは教師・父母等の学習の場でもある。地域の父母・住民への密着度からいえば、地区連は県連と父母の学習グループとの中間に位置する。地区連はまた、地域の父母・住民の学習グループを組織する役割を果たしたり、ときには自ら毎月父母の学習会を開いたりしている。愛知県の尾北地区連は、こうした例にあげることができよう。尾北地区連は1974年2月に発足し、各地で講演会・集会を開いたり、教師を講師にした教科ごとの教科書学習会をもったりしている。ある地域では、学習会をきっかけにして、父母と教師が「落ちこぼれ」のない子どもたちの学習集団をめざす塾を作ったり、子どもの教科書の中身や、学校における子どもたちの姿等を親自身が学ぶための小学習会を行ったりして

(9) この地区連の活動を支えた要因には、授業についていけない子どもたちが⁽⁹⁾増えていることに対する親の不安の高まり、それに対して何とかしようという親の気持があったこと、そして地区連事務局員の半数を母親が占め、そのため親の要求を組み入れたきめ細かな計画が作成できたことがあげられている。⁽⁹⁾ただ、発足後6年を経て、会員数の減少等中だるみ状況が現われ、1年間ほど開店休業になった。そこで、1981年改めて網の目のように学習会を積み上げることなどを確認し合っている。⁽¹⁰⁾

以上のように教科書裁判を支援する運動は、運動に参加した父母・住民に公教育の内容に関心をもたせる契機となり、そしてそれらの父母・住民が自ら教科書について学習するなど、教育内容へ参加する場ともなった。もちろん、教育内容への参加といっても、地域の学校の教育内容への参加ではないが、それへの基盤の一端をつくるものということではでき得であろう。

(2) 地域教育運動

前述の地区連の活動は、地域教育運動の一つであるが、ここではそれ以外の地域教育運動をみることにする。その一つは、全国各地でできている教育懇談会である。東京都杉並区の「高井戸教育懇談会」は、1971年7月教科書裁判を支援する杉並地区連に参加している都立桜水商業高校の教師が、高井戸地域の母親グループに呼びかけてできたものである。会の代表者には、母親側の世話人がなっている。毎月1回の定例会のテーマには、例えば「教科書裁判で考える」「国民の教育権」「勉強ぎらいの子をつくりだす授業」「小、中学校家庭科教育はどうあるべきか」等々がある。4年目に一時停滞を経験するが、高井戸中学校の有志教師の協力を得、PTA活動に結びつけて再出発している。⁽¹¹⁾

1974年に発足した同区の「高円寺教育を語る会」では、母親たちが高円寺中学校の有志教師の協力を得て、毎月の例会、ニュース発行等の活動を行っている。そのテーマには、「算数がなぜわからないか」「算数・数学はどこでつまづくか」「子どもたちに生活はあるか」等々があげられている。⁽¹¹⁾1972年に発足し

た同区の「杉二小語り合ひ会」では、母親たちが中心に、杉並第二小学校の有志教師の支援のもとに、例会が行われている。例会の場所は同校PTA室で、参加者も同校PTA会員であるが、それはPTA活動とは別個のものとして位置づけられている。⁽¹¹⁾「阿佐谷教育懇談会」は、1975年父母・教師たちが子どもの教育問題について、継続的に話し合い勉強し合ひ会として発足させたものである。⁽¹¹⁾

愛知県の犬山市では、1963年に「子供のことを語る会」が発足し、月例会、教育相談、映画会、読書会等の活動を行っていた。が、参加者が減少し、中心的役割を果たしていた高校教師も人事異動で分散するようになり、活動は停滞する。しかし、この活動の経験は、後の「犬山教育懇談会」に継承されることになる。約3年の空白期をおいて、1969年「民主教育を守る犬山地区民の集会」が開かれて以後、「民主教育を守る犬山地区民の会」として月例会が続けられ、1973年からはその会は「犬山教育懇談会」と呼ばれるようになった。事務局は高校教師が担当し、活動には父母・住民、教師が参加している。活動の中心は月例会であり、そのテーマには「小学校の算数教育について」「小学校の国語教育について」「夏休みの子どもの生活について」等々がある。⁽¹²⁾

一宮市では、小・中・高等学校の教師と保育園保育による「教育を語る会」、および父母・教師による各地域における教育懇談会を二本柱とする地域教育運動が進められるとともに、1970年2月には「民主教育を守る一宮地方市民の会」が結成されている。「市民の会」では、毎年親子キャンプその他の行事が行われている。そして、親子キャンプの中で開かれる父母と教師の「教育を語る集い」では、あらゆる教育問題が話し合われている。⁽¹³⁾

名古屋市立高等学校教員組合は、1975年8月組合員が居住地でも、地域の教育運動（教育相談活動）に参加していくことを方針として決めている。そしてその運動は、「教育問題（住民の教育要求や悩み）を共に考え運動化し」、「地域における教育共闘を強め、促進し」、「教育行政の民主化、高校三原則……の実現、生活と権利の擁護の運動と密接に結びつくと共に、相互に影響し合いな

がら、何よりも、職場における教育実践、自主編成運動、PTAの民主化の運動を見直し、一層発展させ、「地域の教育文化機能の破壊から、地域を守り育て、地域をより住みよくし、地域の民主主義と教育文化の創造に貢献しようとするもの」と意義づけている。⁽¹⁴⁾その運動は、実際に各地で試みられている。

名古屋市東区の教育相談所運動は、その一例である。名東区在住の名高教組合員による「名東区教育相談所運動推進グループ」が中心となり、同区内の教育運動組織、ほかの労働組合・団体、小・中学校の教師の協力の下に、運動は展開されている。運動の基本的視点としては、住民の教育要求を掘り起こし、その要求実現のための運動を進めること、地域における文化創造の一役を担うこと、地域の教育センターとしての役割を果たすこと、等が設定されている。第1回は「名東区の教育の実情を知る会」、第2、3回は「名東区の郷土史と教育を語る会」といったテーマの下に、同区の人口急増現象が学校に及ぼしている⁽¹⁵⁾影響、郷土史、教科書問題等について話し合いが行われている。

名古屋市立桜台高校では、父母との「教育問題懇談会」において、「父母と結びついた教育相談活動」の実現が図られている。第1回はPTA理事と教師との懇談会であったが、第2回からは全父母を対象に呼びかけられている。話し合われた内容には、部活動と勉強との両立問題、具体的な勉強方法、進路選択の問題、生活の問題等がある。この懇談会に対する父母の意見には、「もっと率直な意見を皆からききたかった。」「意見があまり活発に出なかった。」というものがあると同時に、「同じ悩みを持っている人が多いことがわかり安心し、参考にもなった。」「今後とも、このような講演会や分散会をどしどしひらいてほしい。毎学期やってほしい。」などと積極的にその意義を認めるものも多く、総じて懇談会に対する期待がうかがわれる。懇談会の中で話し合われたことを、学校運営や授業の中にどのように生かしていくかは、今後の課題とされている。⁽¹⁶⁾

愛知県では、愛高教をはじめとする諸団体によって、1975年から学校・地域・県民ぐるみの子育てをめざした「父母集会運動」が展開されている。主催団体

は最初愛高教、名古屋大学職員組合の2団体から、年々増加し、1978年には、その他に名高教、愛知県私立学校教職員組合連合、名古屋市学校事務職員労働組合、愛知教育大学教職員組合、愛知大学教職員組合、愛知県立大学教職員組合、名古屋市立大学教職員組合、名古屋市職員労働組合教育委員会事務局支部を含む10団体となり、参加団体はさらに地域の民間教育研究団体連絡協議会、子どもセンター、日曜学級、母親学級、保育団体等が加わり、会場数、参加者数も年々増加している。この運動のねらいとしては、より具体的にいえば、父母と教職員が子ども・青年の教育について悩みや要求を出し合い具体的解決方法をさぐっていく、というような教育相談的役割を果たすこと、よりよい教育のための教育制度改革について、父母・県民との共通理解を深めること、父母との連携を強め、職場の教育力を強化すること、地域の教育懇談会等と連携し、地域の教育要求実現のための地域教育運動を発展させること、等があげられている。⁽¹⁷⁾高校の教職員組合を中心とした愛知県のこの「父母集会運動」は、一般に高校の場合生徒の通学区域が小・中学校に比して広いため（大学区制の愛知県ではとくにそうである）、地域の父母・住民と結びつくことがむずかしい状況にあることを考えるならば、注目すべきとりくみといえるであろう。^(補注1)

以上のような地域教育運動は、それに参加する父母・住民の、子ども・青年の教育内容に対する関心をより高めさせる役割を果たしている。もちろんそれは、教科書裁判を支援する運動と同様、学校の教育内容への参加とはいえないが、そのための基盤をつくるであろうし、運動に参加する教師が父母・住民の要求を学校の教育内容に反映させるならば、父母・住民は実質的に学校の教育内容へ参加していることになるであろう。

学校の教育内容への父母・住民の実質的な参加という点では、岐阜県の恵那地域の教育会議運動が注目される（この点は別の論稿で述べているので、本稿では割愛する）。その運動に参加する恵那の教師達は、生活綴方等の指導を通して、父母・住民の願い・要求を実際に学校の教育内容に反映させ、地域に根ざす教育を実現するように努めているからである。^(補注2)

第2節 学校の教育課程への父母の発言権

(1) 学校の教育課程の一部を拒否する場合

父母が学校の教育課程に具体的に発言しようとする場合、一つの形式として教育課程の一部を拒否するということが考えられる。とりわけ思想問題・価値観にかかわることについては、この形式が考えられる。宗像誠也は憲法26条解釈にかかわって、「日本国憲法の保障する思想・良心の自由からみて、法律一委任命令一告示によって価値観がきめられ、それを義務教育で国民に押しつけることが許されるとは思わない⁽¹⁸⁾」と述べている。そして、

「君が代の拒否権を私はもつ。学校の『道徳』の内容にたいする批判の自由を私はもつ。内容いかんによっては『道徳』の授業を私の子に受けさせない権利を私はもつ。社会科の学習指導要領が反憲法的になり、その教科書が、検定でいじくられて、平和希求と人権尊重とに反したものになり、『皇国史観』を私の子に注ぎ込もうとするようなものになった時、私の子に、⁽¹⁹⁾の授業を選択して受けさせたり受けさせなかったりする権利を私はもつ。」

と主張する。また、ある父親のグループが、主権在民をないがしろにし、憲法・教育基本法に反するような教育内容に対しては、親権者の監護教育の立場から、それを是正せよと裁判で争えるはずだ、としている意見に、基本的に賛成している⁽²⁰⁾。実際には、この父親グループは訴訟を起こすまでには至らなかったが、いずれの主張も、国家が教育内容に不当に介入してきていることを排除する、ということを念頭に置いたものといえるが、その主張を貫こうとすれば、たとえ学校現場において編成された教育課程でも、その一部を拒否できるということになるであろう。

教育課程の一部を拒否したことが紛争になり、裁判にもちこまれた事例は、⁽²¹⁾まだわが国にはないが、この種の事例ではアメリカの国旗敬礼拒否事件がよく知られている。ウェストヴァージニア州教育委員会が、州法に基づき、国旗敬

礼と宣誓を学校の教育計画の一部に入れて、教師と子どもにもその実行を義務づけたのに対して、「エホバの証人」派に属するパーネット家の子どもは、宗教的信念に基づき敬礼を拒否したため、退学を命ぜられた。そこで父親は、州法と州教委の決定の執行停止を求めて争った。連邦地区裁判所では父親は敗訴したが、連邦最高裁で勝訴した。判決（1943年）は、次のように述べている。

「我々が知的な個性や豊かな文化的多様さをもつことができるのは、例外的な精神の持主に負っている。しかもそれは、ときどきの風変わりや型破りの態度という代価のみで済むのである。彼らが、我々がここで扱う人々と同様に、他人や州に無害であるときには、その代価はあまり大きくないのである。しかし意見を異にする自由は、重要でない事柄に限られない。そんなものであるならば、自由の影にしかすぎないであろう。自由の実質の試金石は、現存の秩序の核心に触れる事柄に関して、意見を異にする権利である。……

もし我々の憲法の星座に不動の星があるとするならば、それは、いかなる官吏もその地位の高低にかかわらず、政治、ナショナリズム、宗教その他見解上の問題について、正統とするものを決めたり、言葉や行動によって、それを信ずることを表明するよう強制することは、できないということである。……

国旗への敬礼と宣誓を強いた地方当局の行為は、その権限に関する憲法上の限界を超え、憲法修正第1条がすべての官憲の統制から守ることを目的とする知性と精神の領域を、侵害するものである、と我々は考える。」

アメリカではそのほかに、学校の必修教科の受講を拒否した事件もある。⁽²²⁾ 以上のような教育課程をめぐるアメリカの裁判例は、わが国の君が代問題等の対処の仕方について、参考になるであろう。わが国でも憲法はすべての国民に、信教の自由、思想・良心の自由を保障しているのであり、教育行政当局が思想・価値観にかかわる一方的な教育内容を、子どもに強制することは許されないと いわなければならない。

（2）学校の教育課程に対して要求する場合

八尾高校事件 前述の父親グループは、実際には訴訟を起こさなかったが、八尾高校事件⁽²³⁾では、一人の父親が学校の教育課程編成処分の取消請求、および教育委員会の当該教育課程追認処分の無効確認の訴訟を起こした。この事件の内実は、学校の教育課程の一部を拒否するという消極的なものではなく、むしろ積極的にその是正を求めたもの、すなわち教育課程に対する父母の発言権を主張したものであるといえよう。

まず事実経過をみることにしよう。大阪府立八尾高等学校校長は、1972年度の教育課程を編成し、大阪府教育委員会に1972年2月28日付で承認の申請をしたところ、府教委は同年3月31日付でこれを承認した。校長はまた、これとは別の教育課程（本件課程）を編成して同年4月8日八尾高校生徒に告知し、同月10日以降本件課程を実施していた。校長は府教委に同年5月26日付で、本件課程への変更の承認申請をしたところ、府教委は同月30日付で変更を承認した。

原告の長女は、八尾高校3年生で、理科系教育課程を選択している。その長女の親権者である原告の主張は、次の通りである。第一に、本件課程は類型の設定や教科・科目の設定に問題があり、憲法26条1項、教育基本法前文、3条1項、学校教育法42条2号、大阪府立高校教育課程基準（府基準）、高校学習指導要領に悖る。第二に、指導要領は、標準単位数を超えて単位数を配当する場合には、その第2章に示した事項に習熟させることを建前としているが、原告の長女を含む第3学年理科系女生徒については、第1、第2学年の既修単位数をも合わせると、指導要領の標準単位数に比し、物理B1単位、数学Ⅲ2単位が多いのにかかわらず、指導要領の趣旨が考慮されていない瑕疵がある。第三に、指導要領上化学Bは第2学年と第3学年で履修させることになっているのに、第1、第2学年で化学Bは5単位履修済であるとして、第3学年に化学Bを組まないのは、指導要領に履修学年が示されているものは、原則としてその学年で履修させるという府基準の法理に悖る。第四に、府基準では芸術は4

単位以上必修であるのに、芸術を2単位しか設けていないのは違法である。その上、原告の長女は、入試科目に物理B、数学Ⅲがなく、化学Bを含む大学へ進学予定であるので、違法な本件課程の実施によって、適性、能力、進路に応じた学問を習熟できず、かえっていたずらに頭脳、体力を消耗させ、そのため教育を受ける権利を侵害され、同時に原告も、その権利を保障する親権を侵害される。以上の事由から、校長の本件課程編成の取消と、府教委の本件課程の追認の無効確認とを求めたのである。

これに対し、校長・府教委側は、本件課程編成は事実行為に属し、行政訴訟の対象とならず、原告には訴訟適格がなく、そして本件課程には違法性はないと反論した。

判決は、まず本件課程編成等が抗告訴訟の対象となる行政処分当たるか否かについて、本件課程は八尾高校の教育課程で、校長の本件課程編成は同校生徒が履修すべき教科・科目、特別教育活動およびその単位（時数）を一方的に確定して、生徒に履修を義務づけるものであり、そして高校の教育課程編成については「これに必要な基準が、法令に基いて定められているのであるから、その編成行為は司法審査の対象となりえないものではない」という。「したがって公立学校の校長である被告校長の本件課程の編成は、行政庁の処分ということを妨げず、それによって利益を侵害された者は抗告訴訟を提起しうるものと解するを相当とする」と判示している。学校の教育課程の編成を行政処分と認めていることは、注目される。ただ、ここにいる「必要な基準」には、指導要領や府基準も含まれており、原告自身それらの法的拘束力を前提にして訴訟を起こしており、判決も同様の考えに立っていると思われ、この点問題として残る。府教委の本件課程承認については、教育委員会と校長という行政庁間の内部的な行為であって、直接国民の権利義務にかかわらないので、抗告訴訟の対象とならないとしている。

原告適格については、民法820条を法的根拠に、次のような論理で認めている。

「親権者の子に対する監護教育権は、子女の身体の保全育成と精神の発達向上をはかる権利であり、これが第三者によって違法に妨害されたときは、親権者において、その排除を請求することができるし、行政庁の処分によって侵害されるときは、親権者において、その取消を請求することができる。……学校においてほどこされる教育が法令に違反し子女の精神の発達向上を妨げるものであれば、親権者の右権利は侵害されることになる。したがって親権者はその子女が学校においてほどこされる教科・科目の授業およびそのもとなる教育課程の編成について法律上の利害関係を有するものというべきであり、原告の長女を含む生徒が受ける授業の計画として編成された本件課程の第3学年理科系女子課程の内容が、生徒に適切な教育をほどこすことを目的として制定された教育関係法令の規定に違反していると、原告は主張するのであるから、原告には右課程の編成の取消を求める適格があるといわなければならない。」

判決が、親権者の教育権が「行政庁の処分によって侵害されるときは、親権者において、その取消を請求することができる」として、民法820条に基づく親の教育権を、行政にも主張しうることを示したことは注目される。学校の教育課程編成も行政庁の処分と認める判決の論理からすれば、この判示は親権者としての父母の学校の教育課程への発言権を認めるものといえよう。もっとも、判決は、学校の「教育が法令に違反し子女の精神の発達向上を妨げるものであれば、親権者の右権利は侵害されることになる」から、親権者は学校の「教育課程の編成について法律上の利害関係を有するものというべきであり」、本件課程の法令違反を原告は主張するので、「原告には右課程の編成の取消を求める適格がある」として、訴訟提起のための原告適格には、法令違反の主張がある場合に限定しているが。

本件課程の違法性については、生徒各人の進路、適性に応じた類型を設けていること、各個人の能力、適性、進路に適応した教育課程を定めることには、学校教育の性質上自ずから限界があること等から、指導要領、府基準に悖

らず、憲法その他の法律にも違反しないという。その他の原告の主張についても、指導要領や、校長・教諭の経験等に照らして、違法とはいえないとして斥けている。判決は、指導要領、府基準等の法的拘束力を前提とする原告の立場自体を問題にせず、むしろ同じ立場に立っている。にもかかわらず、校長、教師等の裁量を、事実上ある程度認める結果になっている。やはり、(少なくとも大綱の基準以外は)指導要領、府基準等の法的拘束力を認めず、学校の教師集団に教育課程編成権があることを前提にした論理展開が、必要であろう。

本判決は、内容的に色々問題をもっているが、前述のように親権者の教育権に基づいて、学校の教育課程への親(父母)の発言権を認めていることは注目に値しよう。このことは、学校の教育課程をめぐって、どういう問題が裁判の対象になりうるのか、教師(集団)の教育権と父母の教育権との関係を具体的にどのように把握すべきか、という問題を惹起することになる。次に、前者の問題について考察することにする(後者については後述)。

教育課程についての争訟性 この問題を考察するにあたって、さらに若干の教育の内的事項にかかわった教育判例をみることにする。校舎清掃作業禁止請求事件⁽²⁴⁾では、小学校6年生である原告が、校長と町に対し、校舎内の掃除当番の取消と、その清掃義務不存在の確認を求めたのに対し、判決は、掃除当番の割当ては「教育活動の一環に過ぎないのであって……決して児童をして清掃作業に従事すべく公権力を行使しているものでもなくいわんや法律上の義務を賦課するとき行政処分と解することはできない」こと、またその清掃作業は町と原告との間の法律関係ではなく、両者間の権利義務関係についての紛争とはいえないことを理由に、原告の訴をいずれも却下している。掃除当番の割当てが教育活動であるとするれば、それは教師の教育権に属し、教育条理に基づくルールに違反すること等がなければ、裁判所の審査の対象にならないわけである。もちろん、教育活動が公権力の行使ではないとしても、八尾高校事件のように、「行政庁の処分」とされる場合もありうるであろう。

⁽²⁵⁾金沢大学医学部事件では、金沢大学医学部学生である原告が、医学部の法医

学科目の試験受験申請に対する学部長事務取扱の不作為の違法確認を求めて訴えた。判決は、まず国立大学の在学関係を特別権力関係とする説を排した上で、大学の教育的措置については、「学生の権利、利益の侵害と大学教育における……専門性、自律性との比較、較量のうえてその専門性、自律性が高度の場合は司法的判断に親しまない、あるいは司法審査権の対象とするのが適当でない部面のあることは否定できないけれども、その程度に至らない場合は司法審査の対象とするのが適当であると考えられる」という。次に、「試験の具体的実施方法や試験成績の評定に関する教育的措置は、いわば裁量行為であり、かつその裁量の範囲も広く、原則として司法的判断に親しまないものというべきである」が、「試験を実施するか否かは、さほどの専門的判断や考慮を要するものとは考えられず」、また学校教育法63条1項、大学設置基準31条、医学部規程7条の試験実施に関する規定からいえば、「これを、自由裁量行為と解することはできないといわなければならない」ず、その上、学校教育法63条1項のほか医学部規程9条1項、金沢大学通則6条の規定に照らせば、「試験を実施するか否かによっては、対象たる学生は進級或いは卒業の機会を失い重大な権利侵害を受けることにもなりかねない」のであり、かくして「試験に関する措置のうち少なくとも試験を実施するかどうかに関する係争については、司法審査権が及ぶものと解するのが相当である」としている。そして、医学部の「科目試験に関する内規」は、学校教育法63条1項を補充するとともに学生の試験に関する権利を保障する具体的・手続の規定であり、法規たる実質を有すると解し、この内規に照らし、担当教官の承認印がないことだけを理由として、受験申請書の受理を拒み、原告らを受験させないことは許されないと結論づけている。大学における試験方法やその評定は、大学教師の教育権に属するが、判決は、学校教育法、大学設置基準、医学部規程、金沢大学通則の試験に関する規定に基づいて、試験実施の有無は裁判所の審査の対象とならした上で（ただし、内規の内容自体は審査の対象とせず）、大学が自ら定めた試験に関する内規は、大学をも拘束することになることを示したのである。

(26)

私立高校落第判定の無効仮処分事件では、私立学校の生徒である申請人が、留年決定の効力停止仮処分の申請をしたのに対し、新潟地裁決定は、「私立学校の生徒は……学校に原級留置きの基準があって、これに該当する者として原級留置きの決定を受けたときは、右決定が適正手続に違反してなされたか、または、教育的裁量権の範囲を逸脱するものであることを証明した場合に限り、右判定の結果を無効のものとして、学校に対し進級の再判定を求める権利を有する」という。そして「原級留置きの決定をなすにあたっては、大多数の教員が出席した職員会議で審議を行なうのが教育条理と考えられるところ……進級判定会議には半数の教員が出席したにすぎないというのであるから、かかる会議における審議の結果なされた申請人に対する……原級留置きの決定は、適正手続きに違反してなされたものと認めるのが相当である」とし、「被申請人は、申請人の進級を判定するための職員会議を早急に開催する義務がある」としている。大多数の教員が出席した職員会議での審議を教育条理とし、原級留置き基準の内容に立ち入ることを避け、教育条理に基づく適正手続のみを問題にしていることは、注目すべきである。それは、教育の内的事項への司法審査のあり方の一つを示したものとといえる。

(27)

教材受理取消等請求事件では、小学生3人の子どもの父親である原告が、いわゆる水道方式による算数補助教材「わかる算数」は学習指導要領に反しており、学校教育法21条2項にいう「有益適切な」教材とはいえないので、高槻市教育委員会によるその教材使用届出の受理は同条に違反し、子どもに指導要領に基づく教育を受けさせる権利を奪われたとして、市教委が同届出を受理した処分の取消と、同市立小学校長からの同届出を受理してはならないことを求めて訴訟を起こした。判決は、教科書以外の教材の教育的価値や、その保護者に与える経済的負担等からみて、その取り扱いには慎重を期すべきであるが、一方、その「決定権は教職員にあると解する余地が全くないとはいえない（学校教育法第31条第2項）ため」、地方教育行政法33条2項は「教育委員会が関与すべきものと判断した教材の使用について事前の届出または承認にかからしめ

たと解すべきである」という。そして、同市学校管理規則15条も、副読本等の教材は、市教委があらかじめ「『有益適切な』教材にあたるかどうか等の判断、承認をせず、単に届出をしてこれを使用することができるとしたもの」と解している。とすると、市教委が届出を受理したとしても、受理によって教材の使用権限が校長・教職員に付与されるものではなく、それは上級行政庁＝市教委と下級行政庁＝校長との間の届出の受付行為、すなわち「行政機関相互の行為にすぎず、これによって原告らの権利義務その他法律上の地位に影響を及ぼすものということとはできないから、行政事件訴訟法第3条第2項にいう『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』ということとはできない」し、また、「届出を受理してはならない」という無名抗告訴訟（義務付け訴訟）についても、その届出の受理が法定の抗告訴訟の対象にならないのだから、その受付行為は無名抗告訴訟の対象として取り上げる価値もなく、いずれの訴訟も不適法としている。補助教材使用決定権は、本来教師の教育権に属することからいえば、本判決の結論は妥当である。

もっとも、補助教材使用について、いかなる場合も司法審査の対象とならないわけではない。教育の内的事項についても、次の場合には親・子どもの権利に基づいて、争訟性を認められるとする見解⁽²⁸⁾がある。すなわち、第一に、教育の自由が侵害された場合で、例えば、教育委員会、学校長、町のボス等から圧力によって特定の補助教材使用を余儀なくされたような場合、この決定・使用行為そのものを事実行為として取り消す訴の利益を有するとする。第二に、教育慣習法、教育条理法等で民主的手続が認められている場合、「例えば補助教材使用について職員会議、学年会議等で決定することが慣習化している場合、或いは、親、子どもが参加して夏休み帳の使用等を決定することがPTA等で定められている場合、これに反して、学校長、教師等が一方的に教材の使用を決めたときには、適正手続違反として取消を求める訴の利益があると解する」。第三に、教育内容一般については、教師の自律性に委ねられているが、「当該内的事項が、目的、動機の不正、平等原則違反等裁量限界をこえている場合に

は訴の利益をもつ。……さらに、教育内容自体の限界として、憲法の理念に明らかに反するような、例えば皇国史観に立つ歴史副読本の使用等に対しても訴の利益が認められるのではなかろうか」とする。以上は確かに一つの見解であるが、教師に教育権、専門職の自律性が保障されている場合には、いずれも本来あってはならないことである。父母等の教育内容への参加を念頭に置き、教育の内的事項に対する司法審査のあり方を考えるならば、上のうち第二の場合が主要なものとなるであろう。また、第三の場合の思想・価値観の問題については、前述のようにむしろ拒否の形をとる場合が多いと考えられ、それに対する懲戒処分がなされたとき、取消の訴がなされうと思われる。

第3節 教員の教育課程編成権と父母・住民の教育権

(1) 教員の教育課程編成権

教員の教育課程編成権については、一般に行政解釈は認めていないのが現状である。行政解釈の一部には、文部大臣の教育課程編成権を主張する説がある。すなわち、「第一義的には、まず、学校教育法第二十条および第百六条の規定によって、文部大臣^(ママ)に有する」とする。教育委員会の権限については、地方教育行政法23条5号の規定は「きわめて包括的な規定であるから、教育委員会は、教育課程に関してなんでも管理し執行できることを建前としているといえよう。したがって、教育課程の編成という権限（編成権）も当然教育委員会に属しているといわなければならない」とし、「教育課程の編成権が学校ないし教員にのみありとする言説は誤りである」とするが、文部大臣との関係でいえば、教育課程編成権は第二義的に教育委員会にあるという。そして、都道府県教委は地方教育行政法48条、49条からいって、基準設定権を有し、「市町村教育委員会は、国の基準および都道府県教委の基準の範囲内で、市町村の地域の実情や学校の実態に即した、より具体的な教育課程を編成する権限を有する」が、実際には「具体的な教育課程の編成は学校に委ねている場合が多い。

このことは、市町村教委に教育課程編成の権限の存在しないことを意味するものではない⁽²⁹⁾としている。結局は、教育課程編成権は学校とか教員にはないというわけである。

この説に対しては、行政解釈のなかにも疑問があるとする見解がある。すなわち、上の説が「教育課程」と「教育課程の基準」を明確に区別していない点を批判し、「文部大臣が定めるのは、教育課程の基準としての学習指導要領であり(学校法規則25)……教育委員会が学校管理規則の内容とするのは、『その所管に属する学校の……教育課程』についてであり(地教行法33)、都道府県の教育委員会が基準を設定するのは、『市町村教育委員会の所管に属する学校の……教育課程』についてである(地教行法49)」とし、「教育課程を編成する地位を与えられるのは、校長のみであって、校長以外の何者でもありえない」としている。校長であるというのは、「校長は、校務を掌り、所属職員を監督する責任をもつ学校の責任者であるからである(学校法28③)」という⁽³⁰⁾。確かに学習指導要領の「総則」においても、「学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い……地域や学校の実態及び児童(生徒)の心身の発達段階と特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする」としている。そして、有力な行政解釈は、「学校においては」とは、学校の長である校長が編成の責任をもつということであるが、「このことは、最終的な責任と権限の所在が校長にあるということであって、現実に校長が学校の教育課程の編成作業をすべて行うということではないし、またそのようなことは、実際には不可能であり、「実際に教育課程をになっている教員の一人ひとりの自主的創造的な意見を、教育課程を編成する課程において反映させることが不可欠であり、「このような手続を経て、最終的に校長が校長の名において教育課程を決定する」と述べている⁽³¹⁾。

上の行政解釈において、指導要領がもつ「基準」、都道府県教委の定める「基準」の法的性質をどのように解釈するかは、問題である。「基準」が法的拘束力を持ち、それに違反した場合には変更が命ぜられるようなことがあれば、学

校の自主的な編成の範囲は非常に狭いものになる。実際、指導要領は、相当詳細な内容になっているのである。また、教育課程編成の責任は校長にあるとした場合、実際には教員の意見を反映させることは望ましいことであるが、教師集団に実質的な編成の責任が認められず、校長が最終的権限をもつとすれば、教員には教育課程編成権が認められていないわけである。

指導要領の法的性質⁽³²⁾については、教育基本法10条の原則に照らして、指導要領全体としては法的拘束力をもたず、参考資料ないし指導助言文書にとどまるとする見解が、今日行政解釈以外では支配的であるといえよう。そして、文部大臣が教育課程の基準として立法できる（学校教育法20, 38, 43条）のは、「ごく大綱的な基準」⁽³³⁾ないし「学校制度的基準」⁽³⁴⁾に限られるとする見解が有力である。教員の教育権の観点からは、「各学校による教育課程編成は、『教育をつかさどる』教師の教育権行使（学校教育法28条6項）を全校的に束ねたものと見られ、教師集団が、一体となつて行なつてはじめて共同の責任を分担することができるのであって……したがって各学校における教育課程編成権は、校長・教頭をふくむ職員会議に実質的に存するものと解され、学校管理規則に教育課程の作成・届出主体を「校長」としてあつてもそれは、「職員会議の審議・決定による教育課程編成を校長が学校を代表して対外的に表示していくことと条理解釈される」といわれる⁽³⁵⁾。教育課程編成権はまずもって学校教師集団にあり、そしてその下に各教員にも自分の学級や担当教科の教育課程編成権が認められるのである。したがって、国や教育委員会の「基準」に法的拘束力があるとし、「基準」違反を理由に教育委員会が教育課程の変更を命ずるならば、それは教育基本法10条にいう「不当な支配」に当たるのである。

（2）父母・住民の教育権

親が自分の子どもを教育する権利は、自然的権利ないし「自然法的」権利といわれる⁽³⁶⁾。両親の教育権は不可侵・不可譲の前国家的な本源的な教育権であるとする見解は、「何人といえども両親がかれらの子女を教育することを妨げるこ

とができず、従って両親の同意を得ないでその子女に教育をなし、とくに両親の教育方針と異なる教育を施すことを得ない⁽³⁷⁾」としている。親の教育権と子どもの教育を受ける権利との関係については、「両親は、子どもの成長と学習に対して、第一次の責任を負い、そのことに対する他からの不当な干渉を排除する権利（つまり、義務履行の優先権）をもっている。このことは、親権の中核的内容である⁽³⁸⁾」とする見解が、今日では有力である。また、世界人権宣言26条3項は、「親は、その子に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する」と規定している。以上のように親の教育権の内容を解するならば、親は学校の教育内容についても発言権を有するといえるであろう。

教科書裁判における杉本判決は、「国民は自らの子どもはもとより、次の世代に属するすべての者に対し、その人間性を開発し、文化を伝え、健全な国家および世界の担い手を育成する責務を負うものと考えられるのであって、家庭教育、私立学校の設置などはこのような親をはじめとする国民の自然的責務に由来する」としているが、次代の文化を担う子どもの教育に対しては、親だけでなく、国民・住民も責務をもっているのである。それゆえに、子どもの教育について、父母・住民は国・地方の教育行政機関等に対して教育権を主張しうるのである。1977年の岐阜県議会の教育「正常化」決議でいえば、それが、県教委を通して事実上学校教育への君が代・日の丸の導入を強制するものであるならば、それは父母・住民（県民）の教育権の侵害になるわけである。

親の教育権の法的根拠については、「親権を行う者は、子の監護および教育をする権利を有し義務を負う」とする民法820条に求められることが多い。しかし、この規定の解釈においては、親の義務は子どもに対する義務ではなく、国家社会に対する義務であるとする戦前の親権解釈が、根強く残っていた。⁽⁴⁰⁾八尾高校事件判決は、民法820条に基づく親の教育権を根拠に、行政処分の取消を請求できるとし、親の学校教育課程への発言権を認めており、戦前からの伝統的親権解釈を乗り越えるものであったが。親（父母・住民）の教育権の法的根拠をさらに憲法レベルで確認することは、それを対国家的権利として、より

強く位置づけることになるであろう。

両親の本源的教育権を強調する見解は、「両親の教育権が自然法上の権利であるところからして、これについては憲法が基本的人権に与えている保障がこれにも与えられると見なければならぬ。憲法にかかっている人権や自由の目録は決して網羅的のものではなく、両親の教育権のごとき、人権に属するものと認めなければならぬ」として⁽⁴¹⁾いる。また、憲法26条は親の教育への発言権を否定していないとする見解がある。論者は、「憲法二十六条には親の権利が明示的には出ていないが、それは、国民の教育を受ける権利を高く掲げ、つまり子の教育を受ける権利を表面に出し、その文脈から親の教育を受けさせる義務をいうことになっているのであって、子の教育について親が国家にたいして発言する権利を否定したものとは受けとれないし、受けとってはならない」と主張⁽⁴²⁾する。「教育内容要求権」説も、その内容については論争があるが、憲法26条に基づく親・国民の教育内容への発言権を主張するものであるといえよう。⁽⁴³⁾杉本判決も、憲法26条から、「子どもの教育を受ける権利に対応して子どもを教育する責務をになうものは親を中心として国民全体である」という考えを導き出している。以上から、親（父母・住民）の教育権は、まず憲法26条（さらには23、13条等）に法的根拠を求めることができると考えられる。そしてその下に、民法820条は位置づけられることになるわけである。

(3) むすび

教員の教育課程編成権と父母・住民の教育権とは、対立する場合があります。そしてそれが前述のように、教育内容・方法をめぐる紛争となり、裁判に至る事例もある。しかし、裁判にまで至らない教員と父母・住民との対立の事例は、よりずっと多く存在すると考えられる。例えば、岐阜県の中津川市では、学年の教師集団が決めた修学旅行の行先を、ある親の反対にあって変更せざるをえなかった事例、生活綴方に反対したある親が一時子どもに登校拒否をさせ、翌年にはその担任教師が転動した事例が起⁽⁴⁴⁾こっている。

教員は教育専門職者として親の教育要求に応じて、その実現に努力したりする責務があるが、親の要求の方も、個人的・恣意的な要求ではなく、父母・住民の集団的要求にまで高められなければならない。例えば、教育課程編成についての要求は、自分の子ども一人にとどまらず、学級、学年、学校全体にかかわるのである。学校父母集団はさらに、学校を超えた地域や日本全体の子どもの教育について考えていく「文化のにない手としての国民・住民」の立場に結びつく、といわれる。⁽⁴⁵⁾「親の要求は、基点であっても、すべてではない。地域住民としての広い見地が必要」⁽⁴⁶⁾なのである。教育の住民自治の観点からいっても、「個別分散的な親の個人的教育要求がそのまま教育における住民自治の本質であるはずはない。個人的教育要求は……学習（教育主体としての自己教育）と実践による共同化・集団化なくして、社会的なものとして承認され一定の社会的な力たり」⁽⁴⁷⁾えないといわなければならない。

教育課程編成等教員の教育権に属することは、教員が最終的に決定権を有するが、⁽⁴⁸⁾教員と父母は子どもの学習権・発達権保障という共通の責務を担っており、ときには対立しつつも、共通の責務に向かって協力・共同しうるし、しなければならない。かくして「生来的権利としての学習権をもった子どもは喜んで、教育の自由をもった親と、教育に関して専門職的自由をもった教師とがあい対し、両親がお互の要求と判断とをぶつけ合い、それを自ら或いは互に、こどもの教育要求にてらして修正し発展せしめるという、緊張関係を含んだ豊かな対抗・協力関係を展開することが、国民の教育権を実現する道」⁽⁴⁹⁾であるといわれるわけである。教員と父母・住民は、教育課程編成等をめぐって対立が生じた場合は、裁判にもち込んで「解決」を得るよりは、教育的論議のなかで解決をはかることの方が望ましい。そのためにも、日頃から教育条理を踏まえた父母・住民の教育参加の民主的仕組を形成し、発展させることが望ましいのである。

〔注〕

- (1) 教科書検定訴訟を支援する全国連絡会『教科書裁判ニュース』28号、1969年7月

15日。

- (2) 同『ニュース』94号, 1975年1月15日。
- (3) 同『ニュース』97号, 1975年5月15日。
- (4) 山住正己編『学校教育と住民自治』総合労働研究所, 1977年, 15, 157—161頁。
- (5) 教科書検定訴訟を支援する愛知県連絡会『あいち教科書裁判ニュース』13号, 1971年6月。
- (6) 同『ニュース』17号, 1971年12月15日。
- (7) 同『ニュース』15—17号, 1971年9—12月。
- (8) 同『ニュース』81号, 1980年7月11日。
- (9) 滝浩史「父母と教師が手を結んで」愛知県連『教科書裁判とともに 愛知の支援運動10年のあゆみ』1979年, 78—79頁。
- (10) 『あいち教科書裁判ニュース』78, 86号, 1980年3月4日, 1981年4月28日。
- (11) 山住編, 前掲書, 190—202頁。
- (12) 川治汎司「ある教育懇談会の歩み——犬山市——」『愛知の高校教育』2号, 愛知県高等学校教職員組合, 1974年, 11—13頁。
- (13) 中野見夫「父母と教師ですすめる地域教育運動——一宮市における子どもと教育を守る運動——」『愛知の高校教育』5号, 1976年, 67—70頁。
- (14) 名古屋市立高等学校教員組合「地域教育運動の意義とお願ひ」『高校教育「なごや」』2号, 1975年, 名古屋市立高等学校教員組合, 8—9頁。
- (15) 野田隆稔「名東区の教育相談所運動の歩み」同前, 5—7頁。
- (16) 久野貞美「父母とともに 教育問題懇談会のとりくみから」『高校教育「なごや」』5号, 1979年, 103—106頁。
- (17) 大和正鏑「愛知における父母集会運動」(日教組29次, 日高教26次教育研究全国集会報告書, 1980年1月)。地域教育運動は, もちろん本節で紹介したものだけではなく, 各地で様々な形で展開されているのである。例えば, 北海道の宗谷地区における合意形成の運動(総合教育研究所『荒野から広野へ』鳩の森書房, 1980年, 古野博明「国民教育の民主的な再生と創造をめざす合意運動の思想と構造(1)」『北海道教育大学紀要(第一部C)』33巻1号参照)は, 注目すべき例の一つである。その他に, 日本教育学会『教育をめぐる「参加」(協力関係)の研究』第1, 2集, 1982, 1983年参照。
- (18) 宗像誠也『教育と教育政策』岩波新書, 1961年, 53頁。
- (19) 同前, 54頁。
- (20) 同前, 59—62頁。
- (21) 平原春好「公教育と親の発言権」鈴木安蔵・星野安三郎編『学問の自由と教育権』成文堂, 1969年, 284—289頁, 兼子仁『国民の教育権』岩波新書, 1971年, 64—67

- 頁, Edwards, N., *The Courts and the Public Schools* (The University of Chicago Press), 1933, 3rd ed., 1971, pp. 10-11.
- 22) 平原, 前掲論文, 289—290頁。
- 23) 大阪地裁昭和48年3月1日判決『判例時報』721号, 24頁。ほかに, 拙稿「公立高校の教育課程編成と親の発言権」『季刊教育法』15号, 1975年春季号, 100頁以下, 平原春好「公立学校の教育課程編成に対する親の訴え」『別冊ジュリスト64 教育判例百選(第二版)』1979年, 90頁参照。
- 24) 札幌地裁昭和38年3月8日判決『行裁例集』14巻3号, 707頁。
- 25) 金沢地裁昭和46年3月10日判決, 兼子仁・佐藤司編『教育裁判判例集』Ⅱ, 204頁。ほかに室井力「国立大学の学生の在学関係の性質と不作為の違法確認訴訟」『季刊教育法』1号, 1971年春季号, 148頁以下, 近藤昭三「大学教官による試験不実施の違法確認を求める訴え」『教育判例百選(第二版)』94頁参照。
- 26) 新潟地裁昭和47年4月28日決定, 兼子・佐藤編, 前掲判例集Ⅱ, 182頁。ほかに浪本勝年「職員会議の構成における瑕疵と落第判定の無効」『教育判例百選(第二版)』96頁参照。
- 27) 大阪地裁昭和51年4月3日判決『行裁例集』27巻4号, 664頁。ほかに天野等「親の教育権と内的事項の争訟性」『季刊教育法』23号, 1977年春季号, 150頁以下参照。
- 28) 天野, 同前論文, 155—156頁。
- 29) 林部一二『学校管理の本質』明治図書, 1966年, 149—151頁。
- 30) 今村武俊・別府哲『学校教育法解説(初等中等教育編)』第一法規, 1968年, 252—256頁。
- 31) 鈴木勲『教育法規の理論と実際』教育開発研究所, 1976年, 64—65頁。
- 32) 鈴木英一「中央教育行政の諸問題」有倉遼吉編『教育と法律』新評論, 1961年, 191—203頁, 平原春好『日本の教育課程』国土新書, 1970年, 106—136頁, 教育法規研究会編『学習指導要領の法的批判』勁草書房, 1970年, 室井力「学習指導要領の法的性質」『季刊教育法』6号, 1972年冬季号, 41—47頁等参照。
- 33) 兼子仁『教育法学と教育裁判』勁草書房, 1969年, 50—51頁, 同『国民の教育権』189頁等。北海道学テ事件最高裁判決(昭和51年5月21日『判例時報』814号, 73頁)も, 国の教育行政機関が普通教育の内容・方法について基準を設定する場合には, 教育基本法10条の趣旨に基づく教師の創意工夫・教育の自主性尊重, 教育への行政権力の不当・不要の介入排除のほか, 「教育に関する地方自治の原則をも考慮し, 右教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的なそれにとどめられるべきものと解しなければならぬ」としている。ただし, 当時の中学校学習指導要領について, 「全体と

してなお全国的な大綱の基準としての性格をもつものと認められるし」、**「教育政策上の当否はともかくとして、少なくとも法的見地からは、上記目的のために必要かつ合理的な基準の設定として是認することができるものと解」**している。にもかかわらず注意すべきことは、**「その中には、ある程度細目にわたり、かつ、詳細に過ぎ、また、必ずしも法的拘束力をもって地方公共団体を制約し、又教師を強制するのに適切でなく、また、はたしてそのように制約し、ないしは強制する趣旨であるかどうか疑わしいものが幾分含まれているとしても、右指導要領の下における教師による創造的かつ弾力的な教育の余地や、地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されており……また、その内容においても、教師に対し一方的な一定の理論ないし観念を生徒に教え込むことを強制するような点は全く含まれていない」として、指導要領が全面的に逸脱を許さない法的拘束力をもつとは、述べていないことである。**

- 34 兼子仁『教育法〔新版〕』有斐閣、1978年、383頁。
- 35 同前、440頁。
- 36 宗像、前掲書、58頁、兼子『国民の教育権』49—53頁等。
- 37 田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣、1961年、154—155、160—161頁。
- 38 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、1971年、340頁。
- 39 東京地裁昭和45年7月17日判決『判例時報』604号、35頁。
- 40 堀尾、前掲書、294—296頁。
- 41 田中、前掲書、155頁。なお論者は、別の箇所では、「義務教育に関する憲法第二十六条第二項の反面からして国家に教育する権利が認められることになる」としたり、両親の教育権に「子女の側における服従の義務や畏敬の義務が対応する」とする（同書、150、154頁）弱点もあるが。
- 42 宗像、前掲書、53頁。
- 43 永井憲一『憲法と教育基本権』勁草書房、1970年、271—273頁。
- 44 拙稿「地域における教育『正常化』の現われ」『教職理論研究』7号、岐阜教職理論研究会、1982年、21頁以下。
- 45 兼子仁『入門教育法』総合労働研究所、1976年、60—64頁、同『教育法〔新版〕』300—304頁参照。
- 46 鈴木英一『現代日本の教育法』勁草書房、1979年、276頁。
- 47 藤岡貞彦「住民自治と教育要求」『日本教育法学会年報』4号、有斐閣、1975年、104頁。
- 48 ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」67項は、「児童・生徒の利益のために、教員と父母の緊密な協力を促進するあらゆる可能な努力がなされるものとするが、教員は、本質的に教員の専門職上の責任である問題についての父母の不公正ま

たは不当な干渉から保護されるものとする」としている。

(49) 高柳信一「学問の自由と教育」『日本教育法学会年報』1号, 1972年, 46頁。

(補注1) なお、愛知県においては、このような地域教育運動は、いまだ県全体の教育を動かすまでには至っていない。ここでは言及しないが、むしろ新設高校の教育、岡崎市の教育、愛日カリキュラム、知多カリキュラム等に典型的にみられるような、管理主義教育の方が、大きな力をもっているといつてよい。

(補注2) 拙稿「中津川市における教育と教育行政への父母・住民参加」日本教育学会, 前掲書, 第2集, 42頁以下。